

## 水戸市ウィークリースタンス実施要領

### (目的)

第1条 本要領は労働時間の上限規制やワークライフバランスの推進などの働き方改革を踏まえ、工事及び業務を円滑かつ効率的に進めるために、一週間における受発注者間相互のルールやスタンスなどを目標として定め、労働環境を改善させ、計画的に公共工事、設計業務等を履行し、成果品の品質確保・向上に努めると共に、魅力的な業界とすることで担い手の確保・育成を図ることを目的とする。

### (対象工事等)

第2条 対象工事等は以下のとおりとする。

- (1) 全ての工事（緊急を要する工事・災害に関する工事を除く）
- (2) 設計業務，測量業務，地質調査業務（緊急を要する業務・災害に関する業務を除く）

本要領の適用日時点で契約済の案件についても、受発注者協議により対象とすることができるものとする。

### (取組内容)

第3条 労働環境を改善するため、以下の項目について、受発注者相互で確認及び調整のうえ、取組内容を設定する。なお、受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取組とすること。

- (1) 月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない。
- (2) 休日・ノー残業デーの勤務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。
- (3) 金曜日（休前日）に新たな依頼をしない。
- (4) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- (5) 定時間際、定時後の依頼、打合せをしない。
- (6) 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する。
- (7) WEBによる打合せを積極的に導入する。
- (8) 勤務時間外の連絡を行わない（ASP・メール等含む）。
- (9) その他、任意に設定する。

### (取組の進め方)

第4条 取組の進め方は以下のとおりとする。

(1) 原則、初回打合せ時に、発注者から受注者に取組内容及び目的を説明すると共に、確認及び調整を図る。取組期間については、初回打合せ時（実施内容を設定した日）から契約期間内を原則とする。なお、ノー残業デーは受発注者それぞれで設定されている日を包括したものとする。

(2) 受注者は取り組む内容を業務計画書（施工計画書）に記載し、受発注者相互の目標として取り組むものとする。

(3) 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組内容のフォローアップを行う。

付則

この要領は、令和6年10月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う工事及び業務に適用する。

(参考)特記仕様書の記載例

第〇〇条 ウィークリースタンス対象工事（または業務）

- 1 この工事（業務）は、ウィークリースタンス実施要領の対象工事（業務）であるため、「水戸市ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者の協力のもと取組むものとする。